

自動運転トラックによる幹線輸送の社会実装に向けた実証事業費補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 15 日

国 官 参 企 第 3 号

（通則）

第 1 条 自動運転トラックによる幹線輸送の社会実装に向けた実証事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この補助金は、トラックドライバーの担い手不足の解消に向けて、物流事業者（貨物自動車運送事業者や貨物利用運送事業者、倉庫事業者等）や自動運転関連の技術開発等を行う民間事業者等が行う、自動運転トラックによる幹線輸送の社会実装に向けた実証事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を国が補助することにより、自動運転トラックの社会実装を促し、物流の効率化を一層推進することを目的とする。

（補助対象事業者）

第 3 条 補助対象事業者は、自動運転トラック等を活用した幹線輸送の社会実装に取り組む民間企業や、それらの民間企業等からなる協議会等とする。

（交付の対象等）

第 4 条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 前項の規定による補助対象事業の内容、補助対象経費、補助率、補助金の額等については、別表 1 によるものとする。

3 補助対象期間の始期は、補助金の公募を行った日以降とする。

（交付申請）

第 5 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第 1 号様式による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

- 第 6 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表 1 に定めるところにより交付決定を行い、第 2 号様式による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 前条第 1 項の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60 日程度とする。
- 3 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(補助対象事業の計画変更の申請)

- 第 7 条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ第 3 号様式による交付決定（変更）申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更及び通知)

- 第 8 条 大臣は、前条の規定による交付決定（変更）申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、第 4 号様式による交付決定（変更）通知書により補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

- 第 9 条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日以内に、第 5 号様式による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の中止等)

- 第 10 条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ第 6 号様式による補助対象事業の中止（廃止）申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告等)

- 第 11 条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、大臣が別に定める様式及び提出期限までに、その旨を報告しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第 7 号様式による補助対象事業事故報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から 30 日を経過した日又は 2 月 27 日のいずれか早い日までに第 8 号様式による補助対象事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 13 条 大臣は、前条の規定による補助対象事業完了実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表 1 に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、第 9 号様式による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 補助対象事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、第 10 号様式による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

第 15 条 大臣は、次に掲げる場合には、第 6 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。ただし、第 5 号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正行為等を行った場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、第11号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第12条に定める実績報告書に第12号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、他の法令等に定めるもののほか、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組50万円以上のもの及びその他の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

3 補助対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ第13号様式による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(書類の保存義務)

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(提出部数)

第19条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。尚、電子メールで提出する場合の提出部数は、1部（正本1部）とする。

附 則（令和 7 年 5 月 15 日付け国官参企第 3 号）

この要綱は、令和 7 年度の補助金から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1

補助対象事業	自動運転トラックを活用した幹線輸送の社会実装に向けた実証事業費
内容	・自動運転トラックの導入、自動運転から有人運転への切替拠点の整備、トラックを活用した物流システム等の開発等により、社会実装を目的として実施する自動運転トラックを活用した幹線輸送などの実証事業。
補助対象経費	① 自動運転トラックの導入経費（車両購入費、架装費等） ②自動運転から有人運転への切替拠点（自動運転トラックとの通信設備、駐車スペース、トラックバース等）の整備費用 ③自動運転トラックの活用に伴う必要な物流システム（遠隔点呼システム、配車システム等）の開発・運用経費
補助率	1/2
補助金の額	申請額の上限額については下記のとおりとする。 ①補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、上限を79 百万円とする。 ②補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、上限を100 百万円とし、100 百万円の内訳は下記の通りとする。 内訳：50 百万円/1 拠点 × 2 拠点 = 100 百万円 ③補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、上限を15 百万円とする。 ※①+②+③＝上限総額 194 百万円。
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。